

2021 年度第 4 回大東文化大学大学院評議会議事録要旨

日 時：日時を設定しない

場 所：会議の場所を設定しない

本会議は、新型コロナウイルス感染予防措置として委員間の対面を避けるため、電子媒体（授業支援システム manaba）を用い、システム内に格納した会議資料、議事を説明する要旨及び前回議事録を委員各自が確認し、議案に対する諾否の回答、意見の陳述を同システムにより行う方式を採った。なお、議案諾否の回答、意見陳述の期日・刻限は、当初設定していた会議日の翌日である 2021 年 7 月 27 日（火）18：00 とした。

構成員：33 名（3 分の 2：22 名 過半数：17 名）

出席者：31 名（定足数充足）

欠席者：2 名

議 長：内藤二郎 学長

報告事項：

報告事項 1. 2021 年度大学院 7 月入学試験状況について

【報－1】

9 月入学の大学院 7 月入試は、今年度においてはアジア地域研究科後期課程のみ実施し（2022 年度からは日本語文化学専攻も参加）、1 名が受験した旨報告が為された。

報告事項 2. 2021 年度大東文化大学大学院前期学位記授与式について

【報－2】

前期における学位記授与式は 9 月 15 日（水）10 時に開催する、対象予定者（修了者発表は 8 月 3 日（火）のため）は博士課程前期課程日本語文化学専攻生 1 名、博士課程前期課程アジア地域研究専攻生 1 名、博士課程後期課程経営学専攻生 1 名の計の計 3 名である。外国語学研究科、アジア地域研究科及び経営学研究科の各委員長は 3 名の学位授与が決定した際式典に列席願いたい旨報告及び要請が為された。

報告事項 3. 2021 年度大東文化大学大学院秋季入学式について

【報－3】

式典は学位記授与式と同日 9 月 15 日（水）の 13 時から挙行する、9 月入学の予定者は 9 月卒業者の 2 名で、外国語学研究科日本語文化学専攻博士前期課程生（国費外国人留学生（研究留学生）及びアジア地域研究科博士前期課程生が、それぞれ春季入試【9 月入学】後期留学生方式及び 7 月入試に合格し後期課程に進学する（アジア地域研究科博士後期課程生は予定である）、この他、外国語学研究科日本語文化学専攻博士前期課程に国費外国人留学生（大使館推薦研究留学生）（非正規生の研究生）が入学する、列席者は入学生に所属する研究科・専攻の委員長及び専攻主任であり、外国語学研究科委員長及び日本語文化学専攻主任、並びにアジア地域研究科委員長及びアジア地域研究専攻主任はそれぞれの研究科、専攻への入学者がある場合式典に列席願いたい旨報告及び要請が為された。

報告事項 4. 大学院公開説明会（7 月 10 日）実施報告について

【報－4】

7月10日(土)に開催した大学院公開説明会について、新型コロナウイルス感染症予防の見地から、今回は対面を排し Zoom を用いたオンラインの形態で開催した、参加希望者は事前にメール予約をし、予約者に対してのみ Zoom ミーティング ID を連絡し招待する方式を採った、説明会の構成は、指導教員と現役の大学院生によるトークセッション及び個別相談から成り、テーマは「大学院における研究指導とはいかなるものか?」、トークセッションのスピーカーとして、指導教員は外国語学研究科日本語文化学専攻教授、院生は日本語文化学専攻博士課程後期課程1年次生及び同専攻博士課程前期課程2年次生の2名である。最終的な申込者数は26名、Zoom での実際の入室者は23名でありその内個別相談者は13名であった。参加者、個別相談者ともに本学学部生が多かった。以上報告が為された。

報告事項 5. 大学院広報について

【報-5】

大学院に係る広報の現状について、広報に係る予算(広報費)は経年的に減額されてきたが、2021年度は前年度に比して大幅に減額された、以上の状況の下、今年度における広報の方向性として、予算内で2020年度に用いた媒体を最大限踏襲する方策をとり、昨年度用いた4つの媒体のうち1つを削り3つを維持することとした旨報告が為された。

報告事項 6. 2022年度全学プロジェクト予算(学長予算)にかかる基本方針の公表及び公募採択事業の募集について

【報-6】

2020年度はコロナ禍の状態であったため、2021年度の公募を中止した、2021年度は1件を除き学長提案の事業であったが、今般2022年度の公募事業を募集する、応募の際は2021年9月24日(金)までに予算執行担当部署である大学院事務室に別紙申請書を提出願いたい旨報告及び要請が為された。

報告承認事項:

報告承認事項 1. 大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程の改正(案)について

【報承-1】

議長より、資料に基づき、改正の趣旨:本規程の準拠元となっていた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が2021年2月1日に改正されたため、新ガイドラインに沿った規程にする他、(1)最高管理責任者(学長)の不正防止対策の基本方針・具体的対策策定の大学評議会等での審議、(2)統括管理責任者(副学長、学務局長)のコンプライアンス教育や啓発活動の実施、(3)コンプライアンス推進責任者(学部長、書道研究所長、東洋研究所長及び国際交流センター長)は管理監督・指導を行う部局における定期的啓蒙活動実施、(4)監事が不正防止内部統制状況を学園全体の観点から確認し意見を述べることの要件化と監査結果の理事会等での定期的報告と意見陳述、(5)内部監査実施にあたり、監事及び会計監査人との連携を強化し、不正防止に関する内部統制やモニタリング、内部監査の手法、研究費等の運営・管理の在り方についての定期的意見交換を新たに付加する改正である、本件は学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であるが、

7月19日開催の大学評議会で承認されている旨の説明が為され、本件規程改正案について諮られた。大学院評議会はこれを承認した。

**報告承認事項2. 大東文化文化大学ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理規程の改正
について** **【報承-2】**

議長より、資料に基づき、本規程の準拠となっていた「人を対象とする医学系研究倫理指針」が廃止となり、2020年6月30日付にて「人を対象とする生命科学・医学系研究倫理指針」が施行されることとなった、このことに伴い、新たな指針を踏まえた運用を行うため、規程の改正を行う、なお、第2条の2及び第3条における「研究者の責務および学長の責務を定めること」、第7条の2における委員の教育・研修受講義務を定めること、第8条の2における他機関と共同で研究を行う際の審査について定めること、及び第10条の迅速審査について、委員長が指名した委員によって行うことができるようにすることが新規に付加された部分である、本件は学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であるが、7月19日開催の大学評議会で承認されている旨の説明が為され、本件規程改正案について諮られた。大学院評議会はこれを承認した。

報告承認事項3. 大東文化文化大学安全保障輸出管理規程の制定(案)について **【報承-3】**

議長より、資料に基づき、外国為替及び外国貿易法に基づき本学における安全保障輸出管理を適切に実施するために必要な事項を定める規程を制定する、第1章では、規程にかかる目的、用語、適用範囲、基本方針を定義している、第2章では、安全保障輸出管理体制を整えるため、「輸出管理最高責任者」、「輸出管理統括責任者」、「輸出管理責任者」を定めている、第3章では、安全保障輸出管理委員会の設置等に関する基本事項を定めている、第4章では安全保障輸出管理に関する手続きの基本事項を定めている、第5章では、監査、教育及び指導、文書及び記憶媒体等の保存、報告等について基本事項を定めている、本件は学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であるが、7月19日開催の大学評議会で承認されている旨の説明が為され、本件規程制定案について諮られた。大学院評議会はこれを承認した。

報告承認事項4. 大東文化文化大学研究者の行動規範の改正(案)について **【報承-4】**

議長より、資料に基づき、改正の趣旨として、大東文化大学安全保障輸出管理規程の制定に併せて本規範を改正するもので、大東文化大学安全保障輸出管理規程の制定に際して「必要に応じて」という文言が不要になったが、これに併せて条文を見直す、本件は学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であるが、7月19日開催の大学評議会で承認されている旨の説明が為され、本件規程改正案について諮られた。大学院評議会はこれを承認した。

以上